



土地改良事業計画書の縦覧について

市営土地改良事業（愛媛県単独土地改良事業・小松町新屋敷地区（高川南ポンプ場））の事業計画を決定するため、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第96条の2第7項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

令和8年9月29日

西条市長 越智 三義



1 縦覧に供すべき書類の名称

市営土地改良事業（愛媛県単独土地改良事業・小松町新屋敷地区（高川南ポンプ場））事業計画書

2 縦覧期間

令和8年9月30日から令和8年10月28日まで

3 縦覧場所

- ・西条市役所産業部農林土木課
- ・西条市ホームページ